

選挙当日、投票に行けない方は不在者投票を

仕事先、旅行先などの滞在地の選挙管理委員会での不在者投票

投票日に仕事、旅行などで出かける方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

投票期間 選挙期日の告示日または公示日の翌日から投票日の前日まで

投票時間 原則として午前8時30分～午後5時

(滞在地で選挙が行われている場合は午後8時まで)

不在者投票の手順

(1) 羽村市選挙管理委員会に、郵便または直接、投票用紙と投票用封筒を請求してください。

(2) 滞在地に、投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書を送付します。

(3) 送付された投票用紙などを持ち、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

(4) 投票は滞在地の選挙管理委員会から選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に送付されます。

※ 投票は、日数の余裕を持ち、早めにお願いします。

病院などでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会に指定された病院、老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設内での不在者投票ができます。

● 投票時間 選挙期日の告示日または公示日の翌日から投票日の前日まで

● 投票用紙などの請求方法 施設の長を通じて行うため、施設の担当者に申し出てください。

郵便などによる不在者投票制度

身体に重い障害があるため投票所に行くことが困難な場合は、郵便など（信書便を含む）を利用して投票ができます。

● 郵便等投票を利用できる方

身体障害者手帳または戦

傷病者手帳が交付されている方のうち、「一定の障害がある方」と、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方に限られます。

制度を利用するためには「郵便等投票証明書」が必要です。投票用紙などの請求は投票日の4日前までです。

● 「郵便等投票証明書」の交付申請に必要なもの
申請書（選挙管理委員会窓口にあります。本人の署名が必要です。）・身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証

種別	該当する障害	障害の程度／要介護区分
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症
	介護保険証	要介護5

※ 「郵便等投票証明書」は郵送で送付します。

作品募集

平成19年度
明るい選挙啓発

ポスターコンクール



① 作品の裏右下に、都道府県名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。
② 応募作品は、原則として返却しません。
③ 入賞作品の版権は主催者に属し、作品は自由に利用します。

審査 各市区町村、都道府県、全国審査を行い、11月初旬に最終発表を行います（予定）。
提出先・問合せ 選挙管理委員会事務局（市役所分庁舎）

福祉

家族介護者教室・交流会



ケアマネージャーの方を招いて話を聞きます。アットホームな雰囲気の中で、在宅サービスの利用やサービス事業者の方との連携などを学んでみませんか。

日 時 7月25日(水)午後1時30分～3時
会 場 福祉センターボランティア活動室

対 象 市内在住の高齢者の方を介護している家族
参 加 費 150円(飲み物代)

※初参加の方は、連絡してください。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

※遺族などは対象となりません。
問合せ 羽村市社会福祉課庶務係／独立行政法人平和祈念事業特別基金
☎ 0120-1234-1933

原子爆弾被爆者の方に見舞金を支給します

毎年8月に、原子爆弾被爆者の方に見舞金(年間1万円)を支給しています。

対象の方は申請してください。

対 象 7月1日現在、被爆者手帳をお持ちで、市内在住の方(住民登録、外国人登録のある方)

申 请 に 必 要 な も の 被爆者手帳・印鑑・通帳(日本郵政公社を除く)

申 请 期 間 7月2日(月)～13日(金)

支 給 予 定 日 8月15日(水)

申 请 先 ・ 問 合 セ 社会福祉課庶務係

戦傷病者・戦没者等の妻の皆さん、戦没者の父母等の皆さんへ

平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者、戦後強制抑留者および引揚者の皆さんに、あらためて慰藉の念を表すための特別記念事業として、「特別慰労品」を贈呈します。

この特別慰労品は、過去に基金から内閣総理大臣の書状を受けられた方に贈呈し、書状を受ける資格があつたが請求していない方にも贈呈します。本人からのお請求に基づいて贈呈します。

問合せ 社会福祉課庶務係
属であった方

①戦傷病者等の妻に対する特別給付金
②戦没者等の妻に対する特別給付金
③戦没者の父母等に対する特別給付金の請求受付を行っています。請求手続きは、いずれも平成21年9月30日までです。

※戦傷病者、戦没者：軍人、軍属、準軍

◆障害者の各種手当の案内◆

障害がある方にさまざまな手当を支給しています。
手当の種類や対象などをお知らせします。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

手当の種類	対象者など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,440円／月)	20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害が重複、または、これらと同程度の疾患、または精神の障害)にある方。※所得制限や除外規定あり。	・診断書 ・戸籍抄本 ・口座番号 ・印鑑
障害児福祉手当 (14,380円／月)	20歳未満で、身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態(身体障害者手帳1級程度、愛の手帳1度程度、または、これらと同程度の疾患、または精神の障害)にある方。※所得制限や除外規定あり。	・診断書 ・戸籍抄本 ・口座番号 ・印鑑
重度心身障害者手当 (60,000円／月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮を必要とする方。重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方。重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障害のある方。 ※65歳以上の方の新規申請はできません。※所得制限や除外規定あり。	・住民票 ・印鑑
心身障害者福祉手当 【都手当】 (15,500円／月) ※都の手当ですが、市が支払手続をします。	20歳以上の在宅者の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度をお持ちの方、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方。 ※所得制限あり。障害者となった年齢が65歳以上の方、施設に入所している方は受けられません。	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
心身障害者福祉手当 【市手当】 (12,000円／月)	20歳以上の在宅者の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度をお持ちの方。 ※所得制限あり。障害者となった年齢が65歳以上の方、施設に入所している方は受けられません。	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円／月)	市が定める特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方。	・難病(都)医療券 ・印鑑 ・口座番号

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中、「社会を明るくする運動」実施委員会構成団体の皆さんのが、活動を行います。皆さんの参加とご協力をお願いします。

■駅頭広報活動

日 時 7月2日(月)午前8時～9時
会 場 羽村駅・小作駅

■市内巡回広報活動

日 時 7月18日(水)・25日(水)午前10時～
会 場 市内全域

■社会を明るくする運動「西多摩大会」

日 時 7月26日(木)午後1時30分～
会 場 あきる野ルピア

■広報ビデオ上映会

『ドキュメント 立ち直ること、支えること、出会うこと』

児童手当・児童育成手当の現況 届の提出はお済みですか

日 時 7月31日(火)午後3時～
会 場 福祉センター
入場料 無料
※直接会場へお越しください。
問合せ 社会福祉課庶務係

子育て



義務教育就学児医療費助成制度 ①の実施について

義務教育就学期の児童を養育する保護者の経済的負担を軽減し子育てを支援するため、10月1日から「義務教育就学児医療費助成制度」を開始する予定です。

内容 義務教育就学期にある児童(平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれ)の治療に要する医療費の一部を助成

助成額 保険診療を受けた場合に生じる自己負担金(3割)のうち、1／3※入院時食事療養標準負担額は対象となりません。

詳しくは、対象の家庭に送付する案内通知および広報はむら7月15日号でお知らせします。

問合せ 子育て支援課支援係

※現況届の提出がないと、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。

7月のおしゃべり場

今月のテーマ オムツはぎれ

中央児童館 7月12日(木)

西児童館 7月13日(金)

東児童館 7月17日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分

※事前の申込みは必要ありません。直

接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター☎ 578-12882

受付時間(祝日を除く)
○月曜日午前8時30分～午後7時

○火～金曜日午前8時30分～午後5時15分
○第二土曜日午前9時30分～午後4時

●年金の加入や支払いに関する相談は、社会保険事務所および保険年金課へ。

問合せ 立川社会保険事務所☎ 042-1523-10351／羽村市保険年金課高齢医療・年金係

「ねんきんダイヤル」を利用してください

保険・年金



緊急時の情報を 携帯電話にメール配信

災害発生時の情報や不審者情報、市のイベント開催についての情報などを、携帯電話にメール配信します。

市の緊急情報をることができます。ぜひ利用してください。

利用には、事前の登録が必要です。下のQRコードを読み取り「マイタウン羽村市」にアクセスし、「メール配信登録」から登録を行ってください。



「マイタウン羽村市」は、毎月2回広報はむらに掲載した情報も更新・掲載しています。ご覧ください。

問合せ 広報広聴課広報係

国民健康保険限度額適用認定証をご存知ですか

入院時の自己負担額が高額となつた場合、「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すると医療機関への支払いが自己負担限度額までの負担で済みます。

認定証の交付には、事前の申請が必要です。申請した月から利用できます。

※外来の場合は、今までどおり医療機関の窓口で自己負担額を支払い、領収書を添えて高額療養費の申請をしてください。

対象 国民健康保険加入者で70歳未満の方
※国民健康保険税を滞納していると交付が受けられない場合があります。
申請に必要なもの 国民健康保険証・印鑑

限度額適用認定証をお持ちの方へ

8月以降も引き続き入院が必要な方は更新の手続きが必要です。

申請先・問合せ 保険年金課保険係

国民健康保険税の納税通知書を送付します

国民健康保険は、加入している方が病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかるよう、医療費やさまざまな給付を行う相互扶助の制度です。

7月中旬に納税通知書を世帯主宛に送付します。納期は6回に分かれていますので、納め忘れのないようお願ひします。

納付には、口座振替が便利です。申込書は納税通知書に同封します。利用してください。

税率は、同封の「平成19年度国民健康保険税のお知らせ」をご覧ください。
計算方法など、不明な点は問い合わせてください。

(1) 注意

(1) 「所得割額」を計算する際に「所得」から控除されるのは、基礎控除の33万円です。社会保険料控除、配偶者控除などは適用されません。

(2) 平成17年1月1日に65歳に達している方で、平成17年度分の住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があつた方は、国民健康保険税の負担増に配慮するため、平成19年度は保険税の軽減措置（所得額から7万円を控除）があります。

(3) 年度の途中で加入した場合は、加入月からの月割計算での課税となります。

(4) 災害や特別な事情で保険税の納付が困難な場合は、保険税の軽減や減免が受けられますので相談してください。

問合せ 保険年金課保険係



自然休暇村から

清里も短い夏の本番を迎えようとしています。日中は暑くても、朝夕の高原ならではの涼しさは格別です。爽やかな夏のひとときを清里で過ごしませんか。

7月のKOYOMI湯

7月は「米ぬかの湯」です。

レジャー 溪流釣り

休暇村敷地内の渓流でマス釣りができます。小川のせせらぎと清里の深緑の中で、釣りを楽しんでみませんか。釣った魚は夕食時に塩焼きにして提供します。

期日 7月20日(金)～8月31日(金)
料金 1竿2時間500円・餌100円

イベント めじマグロ祭り

今月は、真夏が旬のめじマグロ（本マグロの幼魚）を、夕食時におかわり自由で提供します。夕食の料金はそのままです。お楽しみください。

期日 7月20日(金)～8月5日(日)

問合せ 自然休暇村
0120-47-4017
0551-48-4017

URL <http://hamura-kyukason.jp/>